

## 令和2年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆23番（小川利枝子君） おはようございます。公明党を代表して、一般質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止へ、今、市も県も国も、この目標に向かってかじを切っております。いまだかつてない緊急事態の発生に、私たちができることは限られているかもしれませんが、しかし、だからこそ正しい情報を基に互いに声を掛け合い、冷静に懸命に対応してまいりたいと思います。

さて、先日、とても感慨深い記事を目にいたしました。それは、厚生労働省の局長時代の2009年、郵便不正事件への関与を疑われ、逮捕・起訴された元厚生労働事務次官、村木厚子さんでございます。無罪判決の確定から今年で10年を迎える村木さんは、事件を通し、社会を見る目が変わりました。行政や企業といった大きな組織にいと、見ているつもりでも見えなくなっている世界があると、当時164日間に及ぶ拘置所の中で見た、生きづらさを抱える子どもたちの光景や、虐待や貧困で助けが必要な子どもなど、様々な問題に手が差し伸べられていない現実を知り、胸が痛み、塀の中から社会の問題が山のように見えてきたと語られております。そして、苦しくてもSOSを出しにくい社会風潮がある。変えていくために私の経験を生かしたいと、見えなかった世界に今、優しいまなざしが注がれております。

本市では、市政経営の根幹となる習志野市基本構想が折り返し点を迎え、本年4月から後期基本計画をはじめ、市民生活を支えるべく様々な計画がスタート、実行されます。本市が掲げる将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」をいかに具現化していくのか。物事をよく見てほしいと訴える市民の声に、見たもの、聞いたものをどう受け止め判断するかという見識・良識が問われます。「全ての鍵は現実を知ることから」、村木さんの言葉が心に刺さります。新年度を目前に、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代表、そして代弁者として凛とした姿勢で一般質問を行ってまいります。

質問の1点目は、特別支援教育についてお尋ねいたします。

これから紹介する保護者の声は、今まさに市内の学校で起きている事案に対する悩みでございます。例えば、同じ特別支援学級に在籍しながら、担任や支援員が手のかかる児童にかかりっきりで指導が偏っている。子どもの実態に合わせた学習がなされていない。教科書や黒板を使って授業をしてほしい。個別の教育支援計画を作成し、しっかり活用してほしい。交流学級や新年度の引継ぎ・連携・フォローがない。特別支援学級は何のために設置しているのか、就学指導の在り方に疑問。このような事案は決して珍しくございません。

珍しくないということは、裏を返せば、いまだどこかに未解決の問題が潜んでいるのではないのでしょうか。以前にも一般質問で取り上げましたが、いま一度、その問題を明らかにさせていただきます。

そこで、このような事案を引き起こす元となった就学指導について、現状と課題及び今後の方針についてお伺いいたします。

質問の2点目は、プラッツ習志野についてお尋ねいたします。

これについても、まずは利用者から寄せられた声を一例紹介させていただきます。昨年12月中旬頃、長年、市民会館のホールを利用してサークル発表会を開催しているサークル代

表から、相談の連絡が入りました。市民ホールの職員から、今後ホールの音響及び照明の操作は利用者で行っていただく。また、スタッフが操作する場合は、ホール使用料とは別に費用が必要であると説明を受け、困惑している。そのほかにも、以前、市の職員から説明会で受けた内容と異なるものがある。一体、指定管理者と市の連携はどうなっているのかといった趣旨の内容でございました。

早速、市の所管課と連携を取り、市民ホール側が誤った説明をしてしまったことなどが判明し、担当職員の素早い行動と誠実な対応で事なきを得ましたが、一度持たれた不信感はなかなか拭き切れるものではございません。人と組織を怠ると、必ず問題が起こります。市民のために建てた公共施設でございます。今後の糧として取り組んでいただきたいとの思いから、あえてこの場で紹介させていただきました。

このほか、利用者から多くの声を耳にしていまいりましたが、私は決して悪くなったとは思いません。むしろ、前の市民会館などと比べれば総体的によくなったと思います。しかし、多くの苦情の声が寄せられるのは、本市の公共施設再生計画のシンボルとしての期待が高かったがゆえと推察いたします。

そこで、開館して4か月、どのような声が寄せられ、市長や教育委員会はどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

最後、質問の3点目は、地域問題として、JR津田沼駅南口、ザ・タワー西側の三差路の安全対策についてでございます。

住所は谷津1丁目15番地先になりますが、元京葉銀行があった交差点と申し上げたほうが分かりやすいと思います。この交差点はザ・タワーの入居が始まると、そこに居住する児童が向山小学校に通う際に通学路として利用いたします。車や人の往来も多く、信号機もないことから、不安の声が周辺地域から上がっております。

まずは、現状の歩車動線や交通量、信号機などの設置に対する習志野市の見解をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

〔23番 小川利枝子君 降壇〕

◎市長（宮本泰介君） おはようございます。本日もよろしくお伺いいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答えしてまいります。大きな1番目の特別支援教育について、大きな2番目、プラッツ習志野については教育長が答弁をいたします。

私から、大きな3点目、地域問題について、JR津田沼南口、津田沼ザ・タワー西側の三差路の安全対策についてお答えいたします。

御質問の三差路については、現在建築中の津田沼ザ・タワー西側の角地にある丁字路の交差点であります。西側道路の利用状況といたしましては、朝の通勤時間帯において、JR津田沼駅方面に向かう歩行者及び自転車等の利用が多くなっております。

今後、タワーマンションが完成いたしますと、マンションに居住される方々の通行はもとより、児童については向山小学校へ通学されることとなりまして、当該交差点の安全対策は重要であると認識しております。このことから、当該交差点を含めて、現在予定されてお

まず向山小学校への通学路について、カラー舗装や車止め等の安全施設の設置について、教育委員会と協議を進め、本年8月までに整備を行いたいと考えております。

なお、向山小学校の通学路事業費につきましては、本定例会で令和2年度一般会計当初予算案として計上し、提案しております。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長（小熊隆君） それでは、小川議員からの一般質問、大きな1番目、特別支援教育について、（1）就学指導の現状と課題及び今後の方針について、お答えをいたします。

障がいのある子どもの就学先の決定に関しては、平成24年7月に公表された中央教育審議会報告、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進において、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みとすることが適当であるとの提言がなされました。

また、報告の中で、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当であるとの指摘がなされております。

この報告を踏まえて、平成25年8月に学校教育法施行令の一部を改正する政令が公布されました。これにのっとり、本市では、障がいのある児童・生徒の就学先の決定に係る様々な相談、いわゆる就学相談を進めております。

教育委員会の現状といたしましては、特別支援担当の指導主事が保護者への説明会、電話や窓口におきまして、就学の流れ、特別支援教育の体制整備の状況や、教育内容等についての情報提供を行っております。

また、教育委員会以外では、各学校の特別支援学級や通級指導教室、ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センター、市内の幼稚園・保育所・こども園などでも就学相談を行っております。これらの際には、特別支援学級や通級指導教室の見学、特別支援学校の見学や体験を促し、学びの場を検討する機会としております。

特別な支援を必要とする子どもについては、習志野市教育支援委員会で審議する必要がございます。保護者と在籍園等が学びの場についての話し合いをしてから、審議希望報告を教育委員会へ提出します。教育委員会は審議希望報告を受け、子どもの現状を調べる調査員を派遣します。調査資料と、調査員や担任の報告や聞き取りを通して、教育支援委員会の審議が行われます。審議の結果につきましては、教育委員会と保護者で合意形成を図ることで、就学先の決定につながってまいります。

就学先を決定するに当たりましては、多くの場合は合意形成を図ることができそうですが、習志野市教育支援委員会の審議の結果と、保護者が考える学びの場が異なる場合がございます。この場合は、審議後に保護者と教育委員会、学校が就学相談を行って、審議の結果で示した学びの場について合意形成を図るよう努めておりますが、なかなか合意形成が図れない難しい現状もございます。

今後の方針といたしましては、就学相談において、特別支援学校と特別支援学級の教育や支援内容等の違いを説明するとともに、心理士や発達等の専門家の助言等を示すなど、保護者に発達と適正な学びの場との関係について理解を深めていただくよう、就学相談の質を高めてまいります。また、心理や発達、特別支援教育等の専門家が、保護者等と直接相談できる枠組みなどについて研究してまいります。

次に、大きな2番目、プラッツ習志野について、(1)開館後4か月の実績についてお答えをいたします。

プラッツ習志野につきましては昨年11月に開館し、これまで586のサークルや団体に、公民館や体育館、テニスコートを御利用いただいております。また、年間を通して定期的にご利用されるサークルや団体に結成されている中央公民館・体育施設・サークル・団体連絡協議会への登録数は186サークルとなっており、他の施設からの移行も円滑に進んでおります。

各施設の利用実績につきましても、中央図書館、市民ホールでは、昨年度の同時期に比べ、利用者数や利用率等が増加しております。このように、プラッツ習志野は開館後、多くの市民に御利用いただいております。おおむね順調に運営がなされていると認識しているところであります。

そのような中、利用者からは施設の案内表示が分かりづらい。市民ホールの階段や座席、設備、出入口等について使いやすくしてほしい。こどもスペースに遊具やおもちゃなどを置いてほしい。施設のスタッフの受付や案内などの接遇について、もう少し丁寧に対応すべきであるなどといった改善を求める声があることも承知しております。これら改善を求める御意見・御要望につきましては、速やかに市長事務局や指定管理者と協議・検討を行い、改善できるものから順次対応しております。

こうした意見の一方で、施設が新しくなり快適に利用できている。利用の枠も希望どおりに確保することができており、支障なく活動できている。市民ホールの音響がとてもよい。中央図書館は明るく開放的になったといった好評の声もいただいております。

今後も、市民の利便性や安全性を十分考慮し、市長事務局や指定管理者と密に連携を図り、より一層市民に愛され、快適にご利用していただける施設となるよう、利用者の声に真摯に耳を傾けながら、適切な管理運営を行ってまいります。

以上、私からの1回目の答弁といたします。

◆23番(小川利枝子君) はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。それでは、通告順に従って再質問させていただきます。

まず、特別支援教育についてお尋ねしてまいります。

先ほどの教育長の御答弁をお伺いして、就学指導に係る課題は、文章上は大変きれいに整理されておると印象を持ちました。また後は解決するだけ、このような印象を持ちました。それなのに、なぜいまだにできていないのか。それは、私は2つの人に問題があると考えております。

1つ目の人は、教育長答弁にもありましたとおり、専門かつ経験豊かな人材の確保でございます。このことは特別支援教育に限らず、全てに共通することでございます。その人材不

足の中、一朝一夕に解決できる課題でないということは承知しております。しかし、教育委員会として自覚があるのであれば、やはりそれなりの投資、それなりの財源ですね、これをしっかり持って取り組むべきであり、いまだにというこの印象はなくすべきではないかと考えます。

2つ目の人は、教育委員会内の体制でございます。今のこの体制のままでは、どんなに優秀な専門家の協力を得たとしても、それを生かすことができない。組織として、コーディネートできる職員がいなければ、有効に機能いたしません。先ほどの答弁では、特別支援担当の指導主事に一任されている、このように理解いたしました。市内に500人近い特別な支援を要する園児・児童・生徒がいる今日ですね、特別支援担当の指導主事は何人いらっしゃるのか。そして、その指導主事はどこまでの専門性をお持ちなのか。そしてどこまでの権限を与えられているのか。

また、上司はその指導主事が困ったり、やはり理解を求めたり、様々な部分があると思います。それを受け止めて指導できるだけの知識や経験があるのでしょうか。今まさに学校現場が抱えているこの危機感ですよ、これをどのように受け止めているのでしょうか。最初に、教育長にあえて苦言を呈させていただきます。

それでは、質問の趣旨を就学指導に焦点を当てて確認してまいります。

まず、現状の就学指導がどのようになっているのか。市立こども園に在籍している園児を例に、就学指導の流れを御説明ください。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。それでは御質問にお答えをさせていただきます。園児を例にということでございますので、ここでは市立こども園に在籍しております園児を例に説明をさせていただきます。

こども園入園後、市立こども園では、子どもの発達の様子に応じて、多様なニーズがある子どもに対しては、保護者に了承を得た上で新たな職員を配置して、個々の発達に応じた保育を行っているところでございます。

就学に向けましては、保護者の意向をこども園において丁寧に受け止め、そして就学後も特別支援教育を希望する場合は、従前も連携しているひまわり発達相談センター、そして市の総合教育センター、教育委員会の指導課との調整を図った上で、こども園から教育支援委員会に審議希望を上げることとなります。相談は、こども園から保護者に働きかけることもございます。

審議希望が上がった後、教育委員会は調査員をこども園に派遣し、集団生活での子どもの様子を把握したり、こども園職員から聞き取りをしながら、子どもの現状を調べます。調査員とは、特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校の教員でございます。調査員による調査結果を基に、教育支援委員会では学びの場の適否を審議しております。その審議結果を踏まえまして、教育委員会は望ましい学びの場を保護者に知らせます。その後、保護者の同意を得まして就学先を決定すると、こういった流れになっております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいま御答弁いただいた内容ですね。これはマニュアル化されているのかどうか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。マニュアル化されているかということでございます。

就学相談から就学先の決定までの流れと各段階への留意点、これらにつきましては、平成29年度にフローチャートにまとめた資料を作成しているところでございます。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ただいまのこの御答弁をまとめますと、平成29年度から資料を基に行っている、こういうことになると思います。これは3年前から、こういうことだと思っただけですね。特別支援教育のスタートが平成19年度からでございましたので、そこから10年後にまとめたと。この間はどうかされていたのかなという、こういう疑問というか、不安というか残ります。

教育委員会においては、なぜ平成29年度か。こういうことをいま一度、適正就学を必要としている保護者や現場職員の立場で検証されることを要望いたします。お願いいたします。

では、就学指導は誰がどのように指導するのか、確認してまいりたいと思います。まずは、そもそも就学先についてはどなたに選択権があるのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。どなたに選択権があるかという御質問でございますが、誰が就学先を選択すると、このことにつきましては、例えば特別支援学校、そして知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、言語・難聴通級指導教室など、障がい種に応じた学びの場がございます。

こういった学びの場の中から就学先を希望すると、こういうことに関しましては、本人及び保護者の選択というふうになります。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。選択権は本人にあり、保護者にあることは理解いたしました。

では、教育委員会、特に特別支援学級や特別支援学校に通う際の通過点となる教育支援委員会、昔の呼び名は就学指導委員会ですね。この教育支援委員会はどのような役割を担っているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。教育支援委員会の役割ということでお答えをさせていただきます。

その役割でございますが、心身の成長や発達に課題があって、教育的支援の必要な子どもに対して、適切な就学を行うために専門的な調査や判断を行うこととでございます。障がいのある児童・生徒の就学先決定に当たりまして、障がいの状態、教育上必要な支援内容、地域における教育体制の整備状況、本人・保護者の意見、連携機関の意見などを総合的に判断しております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。選択権は本人または保護者、調査・判断は教育支援委員会、ということだと思っております。

以上のことから、教育支援委員会は意見が言えても、本人や保護者の選択が優先されると、そういった冒頭に紹介をさせていただきましたが、そうした案件の発生は当然・必然だと思われま。

では、保護者と教育支援委員会の意見が一致しない案件は、市内でどの程度あるのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。御質問にお答えをさせていただきます。一致しなかった例ということとでございますが、過去3年間で御紹介をさせていただきますが、平成28

年度、これは小学校2名、平成29年度、小学校3名、平成30年度は小学校6名と、中学生についてはございません。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。

では、意見が一致しない要因について、教育委員会はどのように分析されているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。意見が一致しない要因について、お答えをさせていただきます。

この理由といたしましては、個々のケースによって様々ではございますけども、学校の教育や支援の内容に対して見解が違うこと。そして、居住している地域で、同世代の子どもや人々と交流する機会を多く確保した中で学びたい、こういった要因がございます。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。繰り返しますが、選択権は本人または保護者でございます。しかし、教育支援委員会には適正な就学先を判断して、それを促すという、こういった役割がございます。一致しないこの事案を、本人や保護者がどうしてもと言うからと、よくそういう言葉を耳にいたしますが、それはそういう形で責任を帰する前に、やはりまずは教育支援委員会自らがこの手法を顧みて、能動的に改善に向けた取組に着手すべきではないでしょうか。

そこで、意見が一致しない事案に対して、教育支援委員会の適正就学に向けてどのような手だてを講じているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。御質問にお答えをさせていただきます。保護者と教育支援委員会、この意見が異なる場合でございますけども、保護者と特別支援担当の指導主事、これらによりまして、子どもの教育的ニーズと支援内容等について就学相談を行います。そして、適正就学に向けた取組をしているところでございます。以上です。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。細かいことは、この場ではお聞きいたしません。これもまた特別支援担当の指導主事が担うのですかね。そんな感じでした。判断を下した教育支援委員会の委員は、それっきりなのでしょうか。意見が一致しない事案に対して、学校の現状を考えますと、判断を下した方がフォローしていかないことは、これは無責任になるのではないかと私は思います。

では、そもそも教育支援委員会の委員構成ですね、これはどのようになっているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは、教育支援委員会の委員構成について、お答えをさせていただきます。

まず、構成につきましては医師、学識経験者、そして教育職員、行政機関職員の12名で構成されております。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ではそれを、今12名ということでお伺いいたしました。が、どなたが人選されているのか、お伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。教育支援委員会の人選ということでございます。これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、医師や学識経験者などの専門的な立場の方

の中から、事務局でございます教育委員会の指導課が人選しまして、最終的に教育委員会が委嘱していると、こういった組織でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。人選は指導課が行っている、このように今お聞きいたしました。多分その担当も、特別支援担当の指導主事ではないかと、このように推察するわけでございますが。

500人近い対象、その保護者、そして現場職員、さらに意見が一致しない案件、こういう対応など、誰が見ても教育委員会事務局自体の特別支援教育に対する体制強化は当然ではないかと、このように思うわけでございます。指導課長をはじめ担当の指導主事の今の頑張りは、私は否定いたしません。頑張ろうと一生懸命、本当に熱意を持ってやろうとしている、そのことは伝わってまいります。もうとても誠実だと、いつも思っております。

しかし、人によるところが多いわけですね。特別支援教育は誰でもできるわけではない。人によるところが大きいだけに、人柄や、この気持ちだけ、これだけでは学校現場は変わりません。その子にとってよりよい学びへ、やはり導いてあげられる。もう親が選択するからといって、そのままにしておくのではなくて、やはり導いてあげられる、そういう力を持つ人の存在が今求められております。教育委員会にはこの場において、事務局内の特別支援に係る体制強化を改めて要望させていただきます。

それと同時に、教育支援委員会も、冒頭の事案の中で紹介させていただきましたが、適正就学を担う今後の教育支援委員会の在り方に対して、教育委員会ではどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。御質問にお答えをさせていただきます。まず、教育支援委員会の役割にありましたように、成長や発達に課題がある子どもに対しまして、適正就学や継続的な教育支援を行うために専門的な調査、そして判断・助言を引き続き行っていたくこととしております。

また、再審議となるようなケースにつきましては、現状におけます指導及び必要な支援について、委員から助言を頂くことなど、その役割の範囲を広げていきます。このことを推進してまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまの答弁にございましたこの役割の範囲を広げる、こういうことでございますが、具体的にどのようなことを指すのか分かりませんが、少なくとも自ら下したこの判断に対する検証、そしてアフターフォローを担っていただくことは当然のことであると思っております。

また、意見が一致しない事案や最新の就学指導の動向ですね。やはり本当に、なぜ特別支援教育と、特殊教育から変わったのかということをしかりと受け止めていただいて、最近の就学指導のこの動向、これはとってとても大事でございます。そうした学ぶ研修の機会を、やはり委員にも持っていただかないとならないのではないのかなと痛感いたしております。もちろん相応の経費がかかることも承知いたしております。

そこで、教育支援委員会の充実に係る予算についてお伺いいたします。

◎学校教育部長(櫻井健之君) はい。では、御質問にお答えをさせていただきます。今ほど御指摘のございました教育支援委員会の充実に向けた研究、そして研修等、これらを進め

るための予算につきましては、現状では計上してございません。適切な学びの場が提供されているかなど、専門的立場の方からの助言が行えるよう、教育支援委員会の委員や関係機関との連携を今後深めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。今の御答弁を聞いて、教育委員会の特別支援教育への姿勢をかいま見たような、とても残念に思います。

最後に教育長、やはり人も予算もままならないという、こういうようなわけでございますけれども、特別支援教育、とりわけ発達障がい支援にとって最も重要なことは、お母さんを安心させてあげること。私はもうずっとこの研修に行くたびに、講師の方からここを忘れてはいけないと学んでまいりました。

教育委員会のリーダーとして、ぜひ来年度に向けて特別支援教育、そして就学指導について、思いのある見解をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎教育長(小熊隆君) はい。今ございましたとおり特別支援教育の今後の在り方、そして就学指導をどう進めていくのかということについて、お答えをさせていただきます。

今後、保護者向けの説明会につきましては、特別支援学校とも連携を図りながら、丁寧に学びの場について説明ができるようにしてまいります。

教職員に向けては、既に行われている研修会などの中で、就学の流れについて伝達する機会を設けてまいります。

就学先の決定につきましては、児童・生徒たちの将来の自立や社会参加を見通し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を心がけているところでありますが、さらにしっかりとしていきたいというふうに考えております。

さらに、必要な支援を行う観点から個別の教育支援計画の作成、そして活用を図り、長期的な展望に立った指導や支援の方針について、保護者も含めた関係者等で共通理解されていくことが、まさに重要になっていくのかなというふうに思っております。

障がいのある幼児・児童・生徒のライフステージに応じて、教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場について、教育支援委員会において多面的に検討してまいりたいというふうに考えております。また、適切な相談支援を行うとともに、就学後のフォローアップについても支援する体制を構築できるよう検討してまいります。

どちらにしましても、私どもできることをしっかりと検討して、対応方針を出してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。力強い御決意をお聞かせいただいたとは思っております。

教育長、繰り返しますが、今、学校や、やはり保護者が大変危機感を持っていて、求めているのは特別な支援を要する児童・生徒、そして担任を支援し、しっかりと支えてさしあげられる、そういう人と組織でございます。

習志野市が目指すこの将来都市像を実現するためということで、来年度から実行される後期基本計画、この概要版を読ませていただきましたが、その中に「育み・学び・認め合う「心豊かなまち」」と。この推進の一つに、「誰もがその人らしく活躍できる社会の実現」と、

このように明記されております。まさに、先ほど教育長答弁にございました児童・生徒の長期的展望に立った指導・支援、こういうことにつながっていくと思います。

発達支援は、子どものときだけではございません。その支援が、いかにこの支援ができたかどうかによって、これがずっと青年期、そして高齢期と人生全てに関わってくるわけでございます。

今後、具体的にこの後期基本計画の中でどのように推進されていくのか。ぜひ、具体的にこの行動を起こしていただきたいとお願いいたします。ぜひですね、この後期基本計画、これは全庁的なものでございますので、教育長のみならず、市長のまたこのリーダーシップにも御期待申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上でこの問題は終わりにさせていただきます。

次に、プラッツ習志野の再質問に移ります。

先ほどの教育長答弁で、様々な声が市長や教育委員会に届いており、耳を傾けていること、これには安堵いたしました。当然のことではございますが、ぜひその姿勢は保ち続けていただきたいと思っております。

そこで、一步踏み込んだ内容の再質問とさせていただきます。これまで耳にする声は、もう少し言えば苦情ですね。それまで市民会館などを管理運営していた教育委員会と、施設の更新を担当していた市長事務局とがきちんと連携していれば、回避できたものが多いような気がいたします。

そこで、今さらながらではございますが、プラッツ習志野の整備に当たり、教育委員会と市長事務局とではどのような協議が行われてきたのか、お伺いいたします。

◎資産管理室長（遠藤良宣君） はい。プラッツ習志野の施設整備に当たって、教育委員会と資産管理課これの連携という御質問でございますので、施設整備を担当いたしました私のほうから御答弁を申し上げたいというふうに思います。

大久保地区公共施設再生事業は、基本構想において持続可能な文教住宅都市の実現を基本理念と定め、生涯学習の拠点機能を拡充するとともに、地域の活性化を図ることとして進めております。

この基本理念の実現に向け、平成25年度以降、教育委員会職員にも参画をいただき、大久保地区公共施設再生連絡会、大久保地区公共施設再生推進委員会及び同作業部会を設置し、庁内連携に努めてまいりました。

平成29年3月、事業を契約締結をしたところでございますが、その後、設計作業に取りかかり、基本設計中は隔週、1週間おきでございます。実施設計中においては毎週会議を実施し、ここには社会教育課、公民館、図書館の職員も参加をしてございます。このように、生涯学習拠点であるプラッツ習志野の基本構想策定前から施設オープンまで、一貫して生涯学習行政を担当する関係各課としっかり連携する中で事業を推進し、このたびの施設オープンを迎えたところでございます。以上です。

◆23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。ただいまの答弁でございましたような協議の結果が現状であるというこの事実、これに対して利用者はいま一つ納得でき

るものではないと思われませんが、大切なのは今からでございます。前向きな視点で再質問を続けます。

では、オープン後ではございますが、ハード面の改修の余地はあるのかどうか、伺いたします。

◎**資産管理室長(遠藤良宣君)** ハード面での改修が可能なのかどうかということについて、御答弁申し上げます。

まず、施設整備については、事業契約書において、事業者の責任において実施をする旨、記載がされております。本事業は民間事業者のノウハウを生かし、設計・施設整備・維持管理及び運営にわたり、一体として民間事業者が行うPFI事業として実施をしてございます。設計・施設整備については、本市と協議をしながら実施しておりますが、維持管理・運営を見越して施設整備がなされたものとして、担当として認識をしてございます。

このように協議を重ね整備された施設の引渡しに当たっては、本市でも検査を行い、適切に業務が完了したことを確認しており、引渡し後に施設の改修を民間事業者へ要求することは、契約上難しいものと捉えてございます。

しかしながら、施設オープンからこれまで市民の方から様々な御意見、そして御要望を頂いていることは事実であり、現実でございます。このことから、その事柄についてしっかりと私どもは今受け止めてございます。

今後は、施設管理者である教育委員会と連携をし、現在、今後の対応について指定管理者と協議を重ねているところでございます。以上です。

◆**23番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございます。契約上難しい、でもしっかり受け止めると、こうした厳しい立場ではあると思えますけれども、しっかり受け止めていただいているということは理解いたします。とにかく、できることから取り組んでいただきたい、このように切に思っております。その取り組む姿勢ですね、そして一歩でも改善する、これが市民の共感に結びつきます。

冒頭で御紹介させていただいた昨年の事案でございますが、これも本当に厳しい、本当に厳しい指摘をいただきましたけども、担当の本当にこの誠実な、やはりそういう対応の中から、市民も何とかやってくれるんだと、そういう思いで収まったということもございまして、ぜひこの取り組む姿勢、そして一歩でも改善する、この気持ち、市民の共感に向けて頑張りたいと思っております。

しかし、ハード面の改善には、ただいま御答弁であったように限界がございます。それを補うのがソフト面、つまりサービスの向上や地域との連携強化でございます。何か具体的な方策、これがあれば御説明ください。

◎**生涯学習部長(齊藤勝雄君)** はい。御質問にお答えをいたします。市民サービスの向上についてということでお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、プラッツ習志野がよりよい施設となるよう、これまでも市長事務部局や指定管理者と協議を重ねながら、市民サービスの向上を図るため、様々な取組を行ってまいりました。具体的な内容を申し上げますと、次の3点になります。

1点目といたしましては、市民ホールの出入口についてであります。当初、通常の出入口がホワイエ側からの1か所のみでありましたが、開演中の出入り、あるいは客席上部への出入りに不便であるとの御意見をいただきまして、現在は客席上部にある非常口も通常の出入口として利用できるようにいたしました。

2点目といたしましては、公民館諸室の備品についてであります。清掃用具の増設あるいはごみ箱、延長ケーブル、バケツ等の設置など、公民館の諸室の備品に対する利用者からの御要望に速やかに対応いたしました。

なお、今年度末をもって閉館となる屋敷公民館や生涯学習地区センターゆうゆう館の机や椅子など、こちらを利用いたしまして、無料で貸出しをすることについても現在検討を進めております。

また、3点目といたしましては、スタッフの対応・接遇についてであります。スタッフを対象といたしました公民館の利用に当たっての規則や基準などの再確認、接遇研修などを実施いたしまして、運営に関する知識や接遇の向上に努めております。

このほか、施設や諸室の分かりやすい案内表示、駐車場の安全対策などについても、指定管理者と協議・検討を進めております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。大分改善に向けて頑張ってくださいっていると、このように受け止めさせていただきます。これからも改善に向けて、この実行をよろしく願いいたします。

また、今の中で、生涯学習地区センターゆうゆう館の机や椅子などを再利用して、無料で貸出しをするように検討している。これは、前の市民会館のときはたしか無料でお貸ししていたと思います。今50円ですか、1脚。なんかそんなような形の事を耳にいたしました。これに対しても大変困るというお声もありましたので、早速検討に入っていた。これは本当に評価できることと思っておりますので、ぜひ実現できるように頑張りたいと思っております。

併せてこれも要望になるのですが、サービスの向上には人が重要になります。公民館や図書館、スポーツ施設まで有していることから、相応の専門職、専門的な知識や経験を有するスタッフの配置が望まれます。このスタッフの配置についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

◎生涯学習部長(齊藤勝雄君) はい。御質問にお答えをいたします。プラッツ習志野は公民館、図書館、市民ホール、スポーツ施設と多様な施設を併設しておりまして、教育委員会と民間事業者が役割を分担いたしまして、連携を図りながらエリア全体を一体的に管理運営をしております。

公民館におけます主催講座の実施や相談業務、図書館のレファレンスサービスなど社会教育に関する部分、これにつきましては教育委員会が担っており、教員経験のある生涯学習相談員あるいは司書の資格を持つ職員を配置しておるところでございます。

一方、施設の維持管理や貸出業務、あるいは市民ホールやスポーツ施設の運営につきましては、指定管理者であります習志野大久保未来プロジェクト株式会社が担っております。当

社には、建物や設備の総合管理をはじめといたしまして、ホールやスポーツ施設、公園、駐車場など、それぞれの分野の専門の事業者が参加をしております。

各施設の管理運営に当たりましては、建物や設備の管理に関する有資格者あるいは20年以上、ホールの舞台や演出業務の経験を持つ音響と照明の技術者、それからスポーツに関するスタジオプログラム専門のインストラクターなど、それぞれの分野で専門的な知識や豊富な業務経験を持つスタッフが配置されているところでございます。

施設のよりよい運営に当たりましては、設備はもとより、こうした施設を運営する人材が重要であるというふうに考えております。今後も優れた人材の確保に努めるよう、指定管理者に対しまして申し入れていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。御答弁にございましたように、今後も指定管理者にスタッフの配置、この申入れ、よろしく願いたします。

また、それに加えて、それぞれの分野の事業者との連携、いまだにまだちょっと厳しい声が聞こえてまいります。しっかり図るよう、これも申入れ、お願いしたいと思っております。

最後に、誰もが見える改善の要望でございますが、本年7月にプラッツ習志野にあるこの中央図書館が全面開館となります。公明党は、子どもの読書活動の推進に力を注いでまいりました。この件については、私ども会派の布施議員、また清水議員が度々取り上げて、要望させていただいているところでございます。

藤崎図書館が今月末に閉館することもある中で、今後、中央図書館の機能拡充、特に蔵書の充実についてはどのように取り組まれていくのか、お伺いたします。

◎生涯学習部長(齊藤勝雄君) はい。御質問にお答えをいたします。中央図書館の蔵書数は、令和2年1月末現在、約11万7,000冊で、令和2年7月の全面開館時には、藤崎図書館の蔵書を移管いたしまして、約16万冊となる予定であります。

中央図書館の蔵書計画につきましては、最終的な蔵書数は約28万冊を予定してまいりまして、今後は毎年約6,500冊の図書を購入していく計画となっております。

購入に当たりましては、市民の知識や教養・興味・関心を高めるため、司書資格を持つ中央図書館の職員が幅広い分野・種類・言語など、様々な観点から選奨し、図書館資料の質の向上にも努めております。また、子どもの読書活動を推進するため、子どもや中学生、高校生向けの約2万6,000冊の図書を置いた、子どもとティーンズのフロアを新たに整備いたします。

このほか、市民から図書の寄贈を積極的に受け入れるなど、中央図書館では本市の図書館サービスの中核として、引き続き蔵書数の充実と質の向上に努めてまいります。以上でございます。

◆23番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。今の御答弁で、中央図書館の機能拡充については理解いたしました。

しかし1点、やはりこの蔵書の充実について、これは正直がっかりいたしました。自ら立てた目標と、そしてこれから行う行動があまりにも乖離しているのではないかとおられてなりません。

この目標ですね、この目標はいつまでに達成できるのかなと計算してしまったわけですが、やはり本あつての図書館でございます。時間もございませんので多くは語りませんが、ここで出会った書籍がどれほど子どもたちの心の滋養になり、成長の糧となっていくことかと想像しますと、心躍ります。子どもたちの教育の光をともし図書館として、ぜひいま一度、中央図書館はどうあるべきかを考えていただきまして、目標の見直し、そして行動の見直しを強く要望させていただきます。よろしく願い申し上げます。

最後に、地域問題の再質問に移ります。先ほどの市長答弁で、対策に係る回答を得てしまった感がございますが、いま一度整理をさせていただきます。

まず、当該交差点におけるこれまでの事故や市民要望は把握されているのかどうか、お伺いいたします。

◎都市環境部長（東條司君） はい。それでは、当該交差点におけますこれまでの事故、そして市民要望の把握について、お答えを申し上げます。

初めに、交差点内で発生いたしました事故件数につきまして、習志野警察署に確認いたしましたところ、過去5年間に於いて人身事故はなかったということでございます。

次に、当該交差点の安全対策に対する市民要望につきましては、過去5年間のまちづくり会議要望として、平成27年度に1件ございました。内容といたしましては、カーブミラーの設置要望でありましたが、設置につきましては、対面に店舗が立ち並んでいるなど、適正な設置場所がなく、対応ができませんでした。

なお、市長メールにおいては、当該交差点の安全対策に関する御要望はございませんでした。以上です。

◆23番（小川利枝子君） ありがとうございます。

次に、通学路として子どもたちが供用するに当たって、教育委員会の検証結果、そしてその結果に基づく対策についてお伺いいたします。

◎学校教育部長（櫻井健之君） はい。それでは御質問にお答えをさせていただきます。

まず教育委員会、私どもが向山小学校と協議を行いまして、津田沼ザ・タワーから向山小学校への通学路の案を提案しておりまして、最終的に通学路は校長が決定していくものでございますが、そのために私ども当該箇所の交通量を調査した結果についてお答えしますが、

歩道脇を通行する自動車とバイクの台数でございますが、児童が登校する時間帯におきまして10分当たり約8.8台という結果です。一方で、通学路の候補としておりましたまろにえ通りのほうでございますが、車道と歩道が分離されておりまして、自動車やバイクとの接触の危険性はないものの、自転車歩行者道であるために、自転車の交通量は児童が登校する時間におきまして、10分当たり28.4台という結果でございました。自転車歩行者道での衝突事故の危険性から、当該箇所である津田沼ザ・タワーの西側、これを通学路の案としたものでございます。

なお、その当該箇所につきましては、ガードレールや路側帯が設置されております。また、日々の教育活動の中で児童に対する安全教育、これをより一層充実を図って教育をしてまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆ 23番（小川利枝子君） はい。ありがとうございます。当該箇所を通学路の案とされたことは理解いたしました。

今、御答弁の中でより一層の充実、これに努めていくということで、1点だけ、私ちょっと心配している、気になっている箇所があるんですね。この通学路案は、ザ・タワーの西側の道路を直進して、そして京成踏切の手前を右折して住宅街に入ってまいります。ちょうど谷津1丁目20番と21番の間になるんですが、一部この見通しが悪くて、そしてちょっと私も何回か今年に入ってから、やはりかなりのスピードで入ってくる、バイクとか車が。本当それで危ないと思うことが何度もあるんですね。とてもちょっとその辺気になっておりますので、ぜひいま一度確認していただいて、そして児童の安全が第一でございます。何でもないということであれば、それはそれでよろしいんですけども、しっかりこの対応をお願いしたいと思っております。その点、よろしく願いいたします。

それでは最後に、現在市が考えている安全対策について確認いたします。

◎都市環境部長（東條司君） はい。今、市が考えている安全対策ということでお答えを申し上げます。

当該交差点は、歩行者や自転車の利用者が多いことから、通過車両に対しまして注意喚起をするため、「学童注意」などの路面標示や電柱幕の設置について検討してまいります。また、向山小学校に向かう通学路につきましても、歩車分離のための車止めの追加や、歩道部分のカラー舗装等についても併せて検討してまいりたいと考えております。以上です。

◆ 23番（小川利枝子君） ありがとうございます。児童の安全が第一でございます。できる対策は全て行くと、このような意気込みで御対応をよろしく願いいたします。

通告では80分を予定しておりましたが、15分、状況が状況であるだけに短縮させていただきました。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。